資料 12

＜次期計画策定に向けて＞

青少年を取り巻く環境の変化と課題

１　北海道青少年健全育成基本計画について

・第１次計画　2008 年（平成 20 年）　策定

※2015 年（平成 27 年）に一部改訂

・第２次計画　2020 年（令和２年）　策定

・第３次計画　2025 年（令和７年）　策定予定

※北の大地☆子ども未来づくり北海道計画等と統合
※ヤングケアラー支援に係る記載を追加

２　青少年を取り巻く環境の変化と課題（第２次計画）

青少年をめぐる社会環境の変化	少子化・核家族化
	高度情報化
	雇用情勢・所得格差
	国際化
	消費社会の変化
青少年を取り巻く課題	いじめ
	不登校
	自殺
	貧困
	児童虐待
	福祉を害する犯罪
	インターネットトラブル
	新規学卒者等の早期離職
	若年無業者・ひきこもり

【こども大綱】※本文 P6 より抜粋

課題認識

○喫緊の課題
　少子化

○家庭をめぐる課題
　世帯構造、児童虐待、ひきこもり　等

○学校をめぐる課題
　生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足

○地域社会をめぐる課題
　つながりの希薄化

○情報通信環境をめぐる課題
　インターネット利用の拡大

○就業をめぐる課題
　ニートなど

○その他
　子供の貧困

資料 12

社会環境の変化　※現行計画から抜粋

◆少子化・核家族化（P11）

・ 北海道の青少年の人口は、青少年の人口数及び総人口に占める青少年人口比率とも減少が続いているほか、本道は全国と比較して核家族化が進んでおり、出生率も全国より低い状況が続いています。

◆高度情報化（P12）

・ スマートフォンやタブレット端末の普及により、私たちの生活の中でソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用やオンラインショップなどを利用した電子商取引が身近なものとなりました。

◆雇用情勢・所得格差（P12）

・ 所得格差の一因とも考えられる本道の非正規雇用労働者の割合は約４割となっていますが、不安定な雇用形態とともに、給与もほぼ全ての世代で正規雇用者の給与を下回っており、年齢による上昇も少ない状況にあります。

◆国際化（P13）

・ 情報技術の革新や交通網の発達等に伴い、グローバル化が急速に進展し、「世界の中の北海道」として、海外の成長力を取り込み活力ある地域づくりにつなげるほか、海外との交流拡大・人材育成・多文化共生※の推進など、北海道が世界とより身近になるよう環境づくりを推進していく必要があります。本道の将来を担う子どもたちに国際的な視野を広げる取組が必要です。

◆消費社会の変化（P13）

・ インターネットを利用した取引の増加により、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済の利用が今後ますます拡大していくと考えられるため、電子マネーの利用に関する留意点など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が大切です。

資料 12

青少年を取り巻く課題　※現行計画から抜粋

◇いじめ（P14）

・ 少子化・核家族化が進み、競争意識や思いやりの欠如などさまざまな問題が原因となり、いじめが発生しており、いじめの状況によっては家庭や関係機関との連携が必要です。
道内のいじめの認知件数は小学校・中学校・高校ともに増加傾向にあり、特に近年小学校における伸びが高くなっています。また、認知したいじめの態様では、全国的に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が増加しており、学校の学活や授業などで、いじめは絶対に許されないことであるという指導や人権に関する学習を行うほか、情報モラル教育の充実が必要です。

◇不登校（P14）

・ 不登校は、いじめや友人関係をめぐる問題、学業の不振などが要因となる場合があります。在籍児童生徒数に占める割合は全国平均を下回るものの、ここ数年、小中学校においては増加傾向にあり、さらに学校内外の機関での相談・指導等を受けていない児童生徒が一定程度在籍しているといった課題もあります。
また、長く続く不登校が、ひきこもりへと移行してしまう場合もあることから、早期の対応が不可欠です。

◇自殺（P15）

・ 自殺は長期休業明けに増加傾向にあることから、学校での教育相談等を実施して、悩みを抱える子どもの早期発見や保護者による見守りなどを行うほか、子ども自身がＳＮＳ上で自殺をほのめかす書き込み等を行う場合もあるため、ネットパトロールの実施も重要です。また、悩みを抱える子ども自身が信頼できる大人に相談できる環境づくりも必要です。

◇貧困（P16）

・ 道内の生活保護世帯などの子どもの大学進学率は全道平均と比較すると低い状況にあり、そうした子ども達の社会的自立に向け、子どもがその生まれ育った環境により将来を左右されることなく、また、世代を越えた貧困の連鎖がおこらないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が求められています。

◇児童虐待（P16）

・ 少子化の影響で幼い子どもとふれあう機会が少なく、また核家族化により子育て経験者からのアドバイスを受けにくいなかで、経済不安、家庭内暴力、地域社会からの孤立など、様々な養育環境が複雑に絡み合い、育児に対する不安やストレスが蓄積することで、児童虐待の発生につながる可能性があります。

◇福祉を害する犯罪（P17）

・ 近年は、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、道内の多くの青少年がＳＮＳ等の利用に起因して、児童買春や淫行などの性的な被害に遭っています。青少年がこうした被害に遭わないようにするためには、取締りはもとより、福祉犯被害の実態やインターネットに潜む危険性について青少年やその保護者に注意を喚起して警戒心を高めるとともに、フィルタリングの普及促進により、有害サイト等から青少年を守ることが必要です。

◇インターネットトラブル（P18）

・ インターネットの長時間利用による慢性的な睡眠不足などが日常生活に影響を及ぼしたりすることは避けなければなりません。また、インターネット利用に関連し、インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金など様々な契約トラブルがあることから、消費者トラブルに関する啓発や消費者教育が必要です。

◇新規学卒者等の早期離職（P19）

・ 将来のキャリアデザイン※がない若者の不本意な早期離職は、転職できずにニート・フリーター化し低所得化するリスクや、転職しても労働条件が悪くなるなどして離転職を繰り返すリスクが高まります。また、雇用する側にとっても、人手不足を助長し、採用コストの増加や技術・ノウハウの継承に影響するなどの問題があります。

◇若年無業者・ひきこもり（P19）

・ 総務省の平成 29 年度の調査では、就職を希望する若年無業者が求職活動をしていない理由には「病気・ケガのため」、「学校以外で進学や資格取得の勉強をしている」とあるほか、「知識・能力の自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」というものもあります。

・ また、内閣府が平成 27 年に行った調査では広義のひきこもり※2 の若者は全国で約５４万人いると推計されており、ひきこもりとなったきっかけが「(小中高の) 不登校」、「職場になじめなかった」、「就職活動の失敗」、「人間関係がうまくいかなかった」、「病気」、「(高校・大学の) 受験に失敗した」、「大学になじめなかった」という統計データもあります。